研究論文

横断的な生徒支援の在り方の一考察

- 自治体福祉部局との協働による支援の実際 -

中尾 恵子*1 · 福田 亜紀子*2 · 井邑 智哉*3

A Study of Cross-Sectional Student Support:

Practical Support in Collaboration with the Welfare Department of the Local Municipality

Keiko NAKAO, Akiko FUKUDA, and Tomoya IMURA

【要約】

様々な困難や課題を抱える子供たちが増え、子供の多様化が進む中、学校教育には子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限に伸ばしていく教育がさらに求められている。 12 年ぶりに改訂された生徒指導提要には、様々な困難や課題を抱える子供に対して、これまで以上に、学校だけでなく家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら連携して対応することが示されている。また、文部科学省と厚生労働省による「教育と福祉の連携」では、支援が必要な子供やその保護者に対して、乳幼児期から社会参加に至るまでの切れ目ない横断的な支援体制の整備も求められている。2023 年 4 月にこども家庭庁が発足したことも踏まえ、筆者が勤務している自治体での協働による支援例を挙げ、福祉部局と協動する際のポイントや支援体制の在り方について考察する。

【キーワード】生徒指導提要改訂版,困り感,校内支援,家庭・教育・福祉の連携,役割分担

1 問題と目的

(1) 生徒指導提要改訂版について

「生徒指導提要」は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるように生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として平成22年に作成された。

近年,子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中,いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており,極めて憂慮すべき状況にある。加えて,「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など,提要の作成時から生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきている。こうした状況を踏まえ,生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに,今日的な課題に対応していくため,「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」を設置し,「生徒指導提要」について12年ぶりの改訂が行われた。

今般の改訂では、第I部で「生徒指導の基本的な進め方」として生徒指導の意義や生徒指導の構造、 教育課程との関係、生徒指導を支える組織体制について、第II部において、「個別の課題に対する生徒 指導」として、各個別課題について関連法規や対応の基本方針に照らしながら、未然防止や早期発見・

^{*1}武雄市立山内中学校 *2武雄市役所福祉部こども家庭課 *3佐賀大学大学院学校教育学研究科

対応といった観点から、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項等について示されている。 特に、今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達 を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えられている。 子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の 発達や教育的ニーズを除まえつつ。一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められている。

発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められている。こうした中で、生徒指導は一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有している。生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも子供たちの命を守ることが重要であり、全ての子供たちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければならない。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要となる。また、昨年6月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられた。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりする機会を持つことは重要なことであり、子供自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えられている。

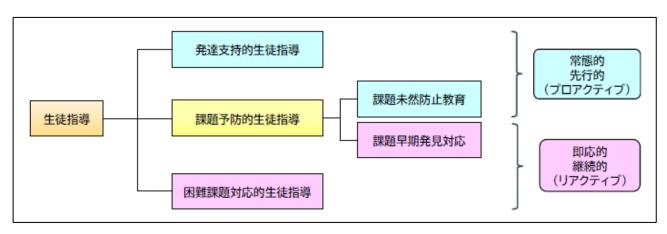
改訂のポイントとしては「積極的な生徒指導の充実」「個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の 反映」「学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映」の3点である。

① 積極的な生徒指導の充実

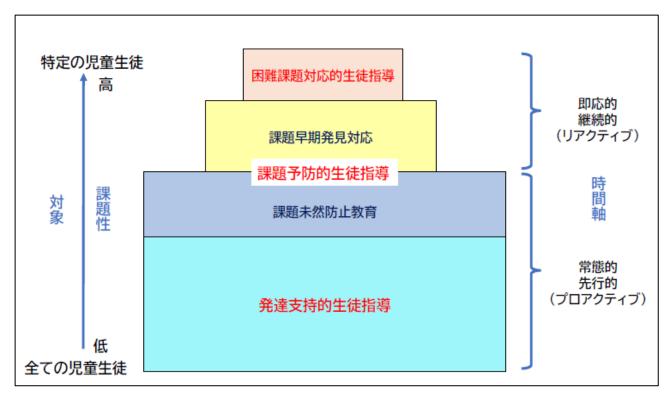
児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等(発達支持的生徒指導、課題未然防止教育)の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれた。児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、2軸3類4層(図1・図2)のように構造化することができる。日常的な発達支持的生徒指導から、未然防止、早期発見、困難課題への対応など各段階における発達や課題の困難度に応じた指導が必要であることを重層的支援構造としてモデル化している。

② 生徒指導の4層

図2は、図1の2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、全ての児童生徒を 対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導:課題未然防止教育」、一部



【図1: 生徒指導の分類】



【図2: 生徒指導の生徒指導の重層的支援構造】

の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導:課題早期発見対応」,そして,特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応的生徒指導」の4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものである。

ア) 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示している。あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立ち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働き掛けていく。発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働き掛けが大切となる。自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、教職員だけではなくスクールカウンセラー(以下「SC」という。)等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働き掛けを行う。このような働き掛けを、学習指導と関連付けて行うことも重要となる。意図的に、各教科、「特別の教科道徳」(以下「道徳科」という。)、総合的な学習(探究)の時間、特別活動等と密接に関連させて取組を進める場合もある。

イ) 課題予防的生徒指導:課題未然防止教育

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成される。課題未然防止教育

は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施である。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教育等が該当する。生徒指導部を中心に、SC等の専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け、実践することが重要である。

ウ) 課題予防的生徒指導:課題早期発見対応

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応していく。例えば、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応していく。特に、早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、SC やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見いだして、指導・援助につなげる。また、早期対応では、主に、学級・ホームルーム担任が生徒指導主事等と協力して、機動的に課題解決を行う機動的連携型支援チームで対応することとなる。しかし、問題によっては、生徒指導主事や生徒指導担当、教育相談コーディネーター(教育相談担当主任等)や教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSW 等の教職員が協働して校内連携型支援チームを編成し、組織的なチーム支援によって早期に対応することが望まれる。

工) 困難課題対応的生徒指導

いじめ,不登校,少年非行,児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に,校内の教職員(教職員,SC,SSW等)だけでなく,校外の教育委員会等(小中高等学校又は特別支援学校を設置する国公立大学法人,学校法人,大学を設置する地方公共団体の長,及び学校設置会社を含む。),警察,病院,児童相談所,NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行うのが,困難課題対応的生徒指導である。困難課題対応的生徒指導においては,学級・ホームルーム担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に,生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心にした校内連携型支援チームを編成したり,校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応する。

児童生徒の背景には、児童生徒の個人の性格や社会性、限局性学習症・注意欠陥・多動症・自閉スペクトラム症などの発達障害といった個人的要因、児童虐待・家庭内暴力・家庭内の葛藤・経済的困難などの家庭的要因、また、友人間での人間関係に関する要因など、様々な要因が絡んでいる。学校として、このような課題の背景を十分に理解した上で、課題に応じて管理職、生徒指導主事、学級・ホームルーム担任、養護教諭、SC、SSW等の専門家で構成される校内連携型支援チームや、関係機関等との連携・協働によるネットワーク型支援チームを編成して、計画的・組織的・継続的な指導・援助を行うことが求められる。

課題が起き始めたことを認知したらすぐに対応する(即応的),または,困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組む(継続的)というイメージが今も根強く残っているが,いじめの重大事態や暴力行為の増加,自殺の増加などの喫緊の課題に対して,起きてからどう対応するかという以上に,どうすれば起きないようになるのかという点に注力することが重要である。SNSによる事案など,教職員に見えにくいいじめへの対応の難しさを考えると,全ての児童生徒を対象に前向きな取組を行うこと

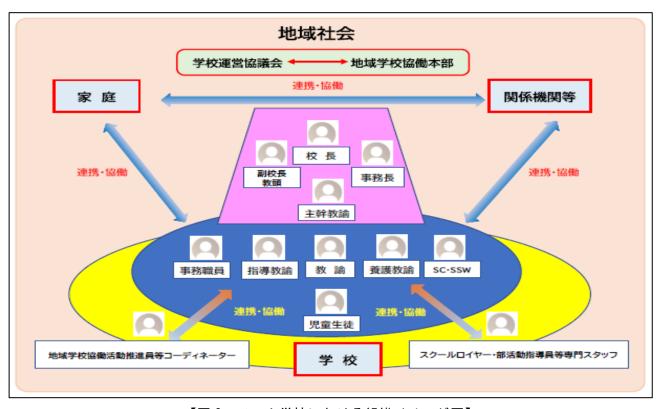
が求められる。発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導(課題未然防止教育)の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言え、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的(プロアクティブ)な生徒指導の創意工夫が一層必要になると考える。

オ) 個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映

平成 22 年に生徒指導提要が作成された時から、社会環境(法制度、児童生徒を取り巻く環境等)は 大きく変化している。今回の改訂には新たな個別の重要課題やそれらに応じた対策等についても反映 されている。学校生活を送る上で特別な支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ児童生 徒の心情に配慮した対応を行うことが求められ、発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、 その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合も少なくない。

カ) 学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら生徒指導の充実を図ることを重視している。特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方が役に立つと考えられる。また、図3のような連携が求められる「チーム学校」は、教師、SC、SSWなど「教職員のチームの強化」と「学校・家庭・地域の関係機関等の連携の強化」という2つの側面がある。チームとして組織的な連携を強めながら、それぞれの専門性を生かして、多様な背景を持つ児童生徒へ対応することが大切である。生徒指導の主役は子供であり、教職員は児童生徒の成長・発達を支持するサポート役であると言える。生徒指導は一人一人の良さを認め、その可能性を広げていくことを目的としていることを忘れてはならない。



【図3:チーム学校における組織イメージ図】

(2) チーム学校について

平成 27 年 12 月に中央教育審議会により「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が答申された。本答申は、学校が抱える現代的課題に応えるために「チームとしての学校」が求められる背景として、『新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備』『児童生徒の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備』『子供と向き合う時間の確保等(業務の適正化)のための体制整備』の3点を挙げている。

『新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備』では、社会に開かれた教育課程として、学校での学びと、実生活や社会生活とを接続させ、児童生徒自身が学ぶことに対する意義や意味を見いだすことの重要性が指摘されている。児童生徒が学校で日々学んでいることは学校の中だけに閉じたものではなく、現実世界との関連があるということを認識することによって、将来の自己実現を展望することが可能となる。その際、図3のように地域社会の様々な人たちが学校の教育活動に参画し、適切なカリキュラム・マネジメントの下で教職員と協働することが求められる。

『複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備』は、児童生徒の健全な成長や発達を保障するために解決すべき喫緊の課題である。日本は諸外国に比して、学校内の専門職として教職員が占める割合が高い国で、そのことによる利点も多くある反面、児童生徒の抱える問題や課題が複雑化・多様化しているなかで、教職員の専門性だけで全ての問題や課題に対応することが、児童生徒の最善の利益の保障や達成につながるとは必ずしも言えない状況になっている。多様な専門職、あるいは、専門職という枠組みにとらわれない地域の様々な「思いやりのある大人」が、教職員とともに学校内で連携・協働する体制を形作ることが求められている。

『子供と向き合う時間の確保等のための体制整備』は、OECD による国際教員指導環境調査(TALIS) 2018 調査結果において、調査参加国中、日本の教職員の1週間当たり勤務時間が最長であることが明らかになったことから、その是正が急務となっている。児童生徒への豊かで実りある教育活動を行う上で、教職員の専門性が十全に発揮されるように、多様な職種、さらには職種にとらわれることなく、地域に存在する協力者との連携・協働によって、教職員の負担軽減を実現することが求められる。

(3)教育と福祉の連携の必要性について

令和5年4月20日に「第1回障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」が開催され、障害や発達に課題のある子供や家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議設置要綱(案)が出された。その趣旨として、「障害や発達に課題のあるこどもやその家族(家庭)への支援に当たっては、教育・福祉が連携した支援が求められている。これまでも様々な施策や事業において、教育と福祉が連携して支援することや、家族(家庭)を支援することに取り組んでいるが、地域(地方自治体等)によって体制整備の状況に差異があったり、国の事業が充分に活用されていなかったりする等の状況がある。令和5年4月にこども家庭庁が発足したことも踏まえて、こども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」(以下「合同連絡会議」という。)を設置し、各省庁間の連携体制を構築することで、家庭・教育・福祉が連携した取組の一層の推進を図ることとする」とされている。

(4) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導について

コロナ禍が明け、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなどの課題は深刻化している状況である。こうした学校等で生じる課題に係る背景・要因として、学校における事案のほかに、児童生徒の健康面や障害、家庭的背景等が影響している可能性も指摘されている。多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導については、生徒指導上の課題に係る背景・要因の一因として考えられる児童生徒の発達障害や健康問題、家庭的背景等の状況について外部関係機関との連携等により、これらの背景に係る児童生徒が抱える問題の緩和等を図るために必要な対応等を講じる必要性がある。このことは「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」の目次構成案においても4項目(①関連法規・基本方針等、②学校の組織体制と計画、③未然防止・早期発見・対応(具体の取組・対応)、④関係機関等との連携体制)提示されている。特に、児童生徒及びその保護者と直接関わることが多い。出生時から自治体や地域の様々な側面での対応の中で、児童生徒のみならず、その保護者や家庭を含めた切れ目のない伴走型の長い支援体制の構築が必要となる。個々のケースを、家庭というまとまりとしてアセスメントし、どの時期にどのような支援が必要となるのかを学校と自治体福祉課が連携しながら対応することは重要であると考える。

(5) 改訂生徒指導提要と COCOLO プラン

学校現場では多様な背景を持つ児童生徒は様々な要因が複雑に絡み合い、次第に不登校へと進んで いくケースが多い。文部科学省は2023年3月31日に永岡文部科学大臣のもとで「誰一人取り残され ない学びの保障に向けた不登校対策(Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning プランの頭文字をとって名付けられた:以下 COCOLO プラン)」が取りまとめられ、Web サイトにも 公表された。併せて各自治体や教育委員会、学校設置者に対して通知を発出し、プランを踏まえた速 やかな不登校対策の推進を求めている。また、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導 上の諸課題に関する調査」を受けて、文部科学省は不登校により学びにアクセスできない子供たちを ゼロにすることを目指して、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラ ン)」を取りまとめた。COCOLOプランでは、「1.不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学び たいと思った時に学べる環境を整えること」「2.心の小さな SOS を見逃さず、『チーム学校』で支援す る」「3.学校の風土の『見える化』を通じて、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」を主な 取組として、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現することを目指している。今後は、 保護者自身の不安定さや経済的な厳しさの中での養育、家庭環境の脆弱さからくる要因等で不登校や 不登校傾向、集団不適応など、本人の努力だけでは乗り越えがたい状況下で、福祉と連携・協働して 保護者も含めた「家庭」「家族」というまとまりを支援していくという視点が必要となる。そのために は、自治体福祉課や外部関係機関との連携や協力、ケースマネジメントは不可欠となると考える。

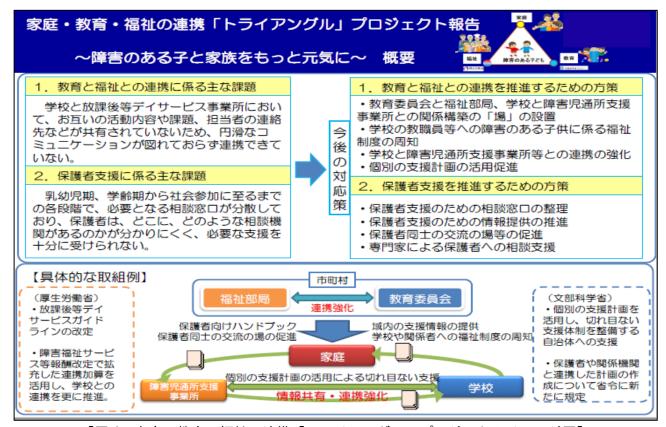
2 学校における福祉との連携

(1) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト

平成30年5月24日に、文部科学省から教育と福祉の一層の連携等の推進についての通知が出された。教育と福祉の連携については、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等(以下「障害児通所支援事業所等」という。)との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が

必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト(図4)にて検討を行い、本年3月に「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」(以下「報告」という。)が取りまとめられた。両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることが示されている。



【図 4:家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクトイメージ図】

(2) 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子どもは、教育委員会、福祉部局(各地方自治体の関係部局)や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であり。以下の取組を促進することが示されている。

① 教育委員会と福祉部局,学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設ける。その際は、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び(自立支援)協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努める。

② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知

小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。各地方自治体においては、

教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育園等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図る。特に、保育園、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣して巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促す。

③ 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化

学校と障害児通所支援事業所等との連携では、互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等によって両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携が難しい状況がある。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策については地方自治体の実践事例を参考に検討するなど、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築する。

④ 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、保護者支援のための相談窓口、保護者支援のための情報提供の推進、保護者同士の交流の場等の促進、専門家による保護者への相談支援の実施について示されている。

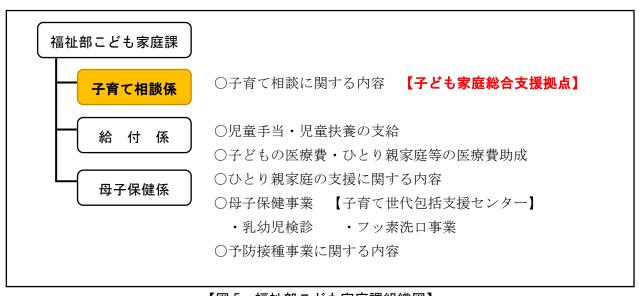
3 本研究での自治体福祉部局との協働・連携

- (1) 自治体福祉部の取組
- ① 子育て相談係の業務内容

教育と福祉の連携について、筆者が勤務している自治体での組織は以下のとおりである。平成31年4月に、発達障害児の専門相談窓口として開設した。「切れ目のない伴走型の支援」を第一に考え、以下の業務に当たっている。

ア) 乳幼児健診について

乳幼児健診(1歳半検診・3歳児検診)において、発達の気になる子供の相談先についてのチラシ



【図5:福祉部こども家庭課組織図】



【図6:サポートブック(成長と発達の記録)】



【図 7:サポートブックの紹介チラシ】



【図8:「こんなこどもいませんか?」チラシ】

を会場で配布し、保護者の気付きを促している。(図 6: サポートブック(成長と発達の記録))また、発達の気になる子供には、サポートブック(図 7: サポートブックの紹介チラシ)を配布して、保護者が相談しやすい体制づくりに生かしている。図 8 のチラシ(「こんなこどもいませんか?」)は、再度、新入学児説明会で配布し、相談につなげ、進級、進入学時に次の支援者に情報が正しく届くように記録を残す(情報を集約する)ことを勧めている。また、定期的な子育てサロンを開催して、取組の周知や普及活動を行っている。

イ) 保育園・幼稚園訪問について

自治体では会計年度職員として公認心理師を雇用している。公認心理師とともに、定期的に保育園・ 幼稚園訪問を巡回して気になる子供の様子を見学して情報を収集し、環境調整や就学相談に向けた促 しや助言、自治体主催の無料心理相談につなぐ取組も行っている。また、市内の各学校で就学やその 子供の発達や認知特性を把握したい場合にもすぐに対応できるように心理検査を実施して、スピーディーな対応に努めている。

ウ) 学校との連携について

学校との連携では、保育園等でつながった児童をフォローアップするほか、新たに気になる子供がいる場合には、保護者面談にこども家庭課相談員が同席し、必要があれば病院受診(評価、診断)につないでいる。病院受診に同行することで、保護者の不安感の軽減と主治医からのアドバイスを正確

に学校に伝える役割を果たしている。進級した子供の様子を年間2回(3月と5月),市内の各学校に 訪問してその後の適応状況情報を収集してケースの状況の把握に努めている。

エ) 適正就学について

学校と保護者の面談等に同席して、将来を見据えた選択ができるような伴走型の支援に取り組んでいる。子育て交流サロンを開催する中で孤立しがちな保護者同士の関係性を構築し、外部相談機関につなげている。保護者への支援では、個々のケースに応じたペアレントトレーニング・プログラムで楽しい子育てのコツをつかめるような保護者支援にも取り組んでいる。

(2) 連携した支援の実際

支援したケースと支援内容については、管轄福祉課の協力を受けて記載している。記載内容については、個人を特定できない配慮をしている。

【ケース A】

○ 主訴

- ・ 言葉で表現できずに、友達に対して日常的に暴力行為が繰り返される。
- ・ 感情面での不安定さがある。
- ・ 学習内容が理解できない。
- 相談までの様子
- ・ 幼少時は、自治体での3歳半検診時に療育につなごうとしたが、家庭的な事情のために支援につ ながらなかった。
- ・ 小学校の様子では、4年生時に落ち着かずに、学習面や行動面で心配な面が見られた。5年生時は 学級担任との関係性が良く、落ち着いて過ごすことができた。
- ・ 中学校の様子は、進級と同時に自閉症・情緒障害学級(以下、自情学級とする)を勧められるが、Aが嫌がる。通常学級で授業妨害や不適応行動が見られ、他の生徒への影響が大きくなっていった。 SCにつなぐが相談が長続きしなかった。
- ・ 特別支援学校の巡回指導を受けても改善が見られなかったことが、こども家庭課が介入するきっかけとなった。

○ 連携の様子

時期	形 態	関係機関	参 加 者	対 応 策 と 内 容
4月	・支援会議	・こども家庭課	 ・A ・両親 ・相談員 ・校長 ・特別支援教育コーディネーター(以下:特別支援教育 Co) ・交流学級担任 ・自情学級担任 	・Aに暴力行為を繰り返さないための対応 策について話す。 ・こども家庭課からは、学校も両親もAの 頑張り把握していることや、応援してい ることを伝える。 ・イライラして手を出してしまう前に職 員室や保健室に行くこと、手を出したら Aが悪者になってしまうことを伝える。
5月 中旬	•校長(電話)	・こども家庭課	・相談員	・被害者が警察にも相談したいことを相談される。 ・父親には、次に暴力事案が起これば警察に通報されることを伝える。

				・校長から、児童相談所との連携を依頼さ
				ns.
				・両親に、学校に相談に行くときは同席で
				きることを伝える。
				・校長に連絡し、トラブル内容を確認す
			• A	る。
			・両親	・警察が関与していたため、早急にケース
			・児童福祉司	会議(学校,福祉,警察,児童相談所)
5 月	・支援会議	• 児童相談所	・相談員	の開催と情報共有を依頼する。
中旬		・こども家庭課	・校長	・次に事案が発生した場合は、警察に一時
			・特別支援教育 Co	保護や医療連携の検討をすることを確
			· 交流学級担任	認する。
			・自情学級担任	・関係機関(児童相談所と警察)を含めた
				支援会議が計画された。
				・担当内で,支援会議の前に家庭支援係,
				家庭児童相談員, 学校教育課, こども家
				庭課の各担当での情報を整理した。
			相談員	・事前の打合せを行う。
6月			校長	・個別の教育支援計画内容を基にして、小
上旬	・支援会議	・こども家庭課	・特別支援教育 Co	学校時の様子や事案の経緯,学校の対応
		_ , ,	· 交流学級担任	等,今後の対応についての共通理解を行
			• 自情学級担任	j.
			F 114 4 7004-124	・Aの衝動性や攻撃性を抑える支援と働き
			• 両親	掛けについて確認し、校内での役割を分
			• 児童福祉司	担する。
		・児童相談所	• 警察担当者	・両親は, A の行動に変化がないことを心
6月		警察署	相談員	配している。
上旬	・支援会議	• こども家庭課	• 指導主事	・今後の対応として、両親に対する児童相
1 11	入汲五麻	教育委員会	· 校長	談所への相談と受診及び医療連携が必
		秋月安兵云	・特別支援教育 Co	要であることを話す。
			· 交流学級担任	・関係機関から受診についての情報を伝
			・自情学級担任	え、今後の支援の方向性について確認す
			口用于炒造压	る。
				・ 依然として, トラブルの解決が見られ
6月	•校長(電話)	・こども家庭課	相談員	・悩然として、トラブルの解伏が見られ
上旬	*仪女(电前/	・ことも多姓味	• 怕硤貝	・A と両親とを交えた話し合いが, 警察で
上刊				
				あることついて連絡が入る。
				・Aと警察に行く予定にしている。そのこ
6月	□ # (₽ 5 +	大法学领担 区	とで落ち着かなくなる様子が心配であ
上旬	・母親(電話)	・学校	・交流学級担任	ることが話される。
				・母親からの相談内容を伝え、学校にAの
				様子の観察を依頼する。
			m 44	・警察には A だけが行き, 励ましもあっ
			• 母親	たがイライラしている様子があること
6月	•母親(電話)	#140 1-1-	・相談員	を話される。
中旬	•校長(電話)	・警察	· 校長	・学校を訪問し、母親、こども家庭課、校
			• 交流担任教諭	長,交流担任教諭,自情担任教諭で情報
			・自情担任教諭	を共有する。また、警察で話されたこと
				を確認する。
7月	・こども家庭			・母と会うために情報共有を行う。
初旬	課相談員	・教育委員会	・指導主事	・これまでの経過を伝える。

	(電話)			
7月 中旬	・支援会議	・こども家庭課	・相談員 ・教頭 ・特別支援教育 Co ・自情担任教諭	・支援会議では、母親は謝罪が終わって いないことを気にしていることを共有 する。・母親が A の進路について悩んでいる。 ことが話された。
8月 下旬	・自情学級担 任(電話)	・こども家庭課	・相談員	・トラブルの件で変化がなければ、両親、 学校、こども家庭課で作戦会議を行うことを確認する。 ・母親との電話で、Aと父親が高校見学に 行くことを聞く。
10月中旬	交流学級担任(電話)	・こども家庭課	・相談員	・謝罪について,両親との打合せを調整してほしい依頼がある。
10 月中旬	・支援会議	・こども家庭課	・A・母親・相談員・交流学級担任・自情学級担任	・これまでの経緯を確認される。 ・母親の不安や不満(主に父親に対する), 今後の学校生活や進路についての心配 について話される。
11 月 初旬	・母親(電話)・交流学級担任(電話)	・こども家庭課	・母親 ・相談員 ・交流学級担任	・母親に電話して、学校に対する不満を聴く。「(学校には)もう少しAの頑張りを認めてほしい。Aが悪いことは分かるが、他の子の話を聞くと大げさに言われているようだ」と話す。 ・父親はAに対して「Aが何もなくて叩くとは思っていない」と言われたことが、Aの安定につながっていると話す。 ・母親の心配の様子を伝え、謝罪の日時が決まる。
11月中旬	・謝罪の場	・学校	・A・被害生徒・双方の両親・校長・交流学級担任・自情学級担任・	・学校主催で、謝罪の場が設けられる。
11 月中旬	・母親(電話)・交流学級担任(電話)	・こども家庭課	・母親 ・相談員 ・交流学級担任	・母親から電話があり、謝罪の様子が話される。・交流学級担任から、経過の連絡が入る。・A はイライラしているものの、謝罪ができたことが話された。
2月 初旬 3月 中旬	・母親(電話)・母親(電話)	・こども家庭課・こども家庭課	・母親・相談員・母親・相談員	・母から電話があり、Aが穏やかに過ごしている様子が話される。・母から電話があり、Aの進路が決まったことが話された。

【ケース B】

○ 主訴

- ・ 感情的になると暴力行為や暴言があり、物を壊す。
- こだわりが強い。
- 相談までの様子

- ・ 日常的に暴言と暴力,器物破損があり,教師に対する脅迫(手紙を書くなど)行動が見られた。そ の都度,保護者にも連絡して対応しているが改善が見られない。
- ・ 母の困り感があり、支援室の面談に応じられる。
- ・ 母親の話を丁寧に聴き,受診につなげた。受診に際しては学校からの情報提供を受け,受診に同行した。それを機に,母親との面談が継続した。

○ 連携の様子

	(病り)			1
時期	形態	関係機関	参 加 者	対応策と内容
4月 下旬	・自情学級担任(電話)	・こども家庭課	• 相談員	・学級担任が替わったため、引継ぎと進路に向けた話し合いをしたい。・父親から「なぜ、うちばかり学校に呼ばれるのか?」と連絡してきた。慎重に対応したいための協力依頼であった。
5月中旬	•校長(電話)	・こども家庭課	• 相談員	・Bの問題行動の間隔は長くなっているものの、暴力行為が始まると大きな被害となり、器物破損が激しい。 ・現在は体育大会に向けての練習中で、校内が落ち着いていない。 ・現時点では特に大きな問題はない。
6月初旬	•校長(電話)	・こども家庭課	・両親・相談員・校長・自情学級担任	 ・進路については B の興味のある学科の 勉強をしたいと考えている。 ・発達障害の生徒の理解がある進路先に ついて情報共有するが、父親は B が希 望する学校に進ませたい意思が話され た。
11 月 初旬	•母親(電話)	・こども家庭課	·相談員	・母親からの連絡で、希望の進路を進ませたいが、Bが迷うようになってきた。・今後どのように関わればよいかが心配になってきたという話であった。
1月 下旬	•校長(電話)	・こども家庭課	・相談員	・希望をしていた高校に合格する。・徐々に少なくなってきたが、特定の同級 生とのトラブルが続いている。
2月中旬	•校長(電話)	・こども家庭課	・相談員	・母親からの連絡で、別の高校の受験を取りやめたことが伝えられた。・(支援室が)面談に同席したことへの感謝の言葉があった。
3月中旬	•校長(電話) •自情学級担 任(電話)	・こども家庭課	• 相談員	・卒業式を終えることができ、進学する高校への引継ぎについて依頼があった。 ・自情学級担任から、高校との移行支援会 議の計画について連絡が入る。
3月下旬	•母親(電話)	・こども家庭課	・母親・相談員・進学先の高校教諭・自情学級担任	・進学先の高校で移行支援会議を開催する。中学校からは、個別の教育支援計画書、診断書等の情報資料提供と B の状況説明がなされる。 ・母親の心配なことについて高校側に伝える。 ・今後については、母親の考えで支援室がB の相談先となることを高校側に伝える。

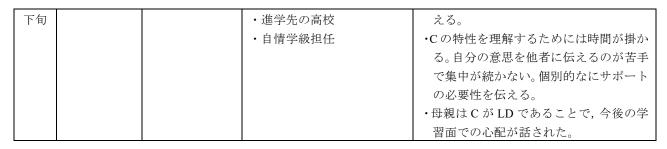
【ケースC】

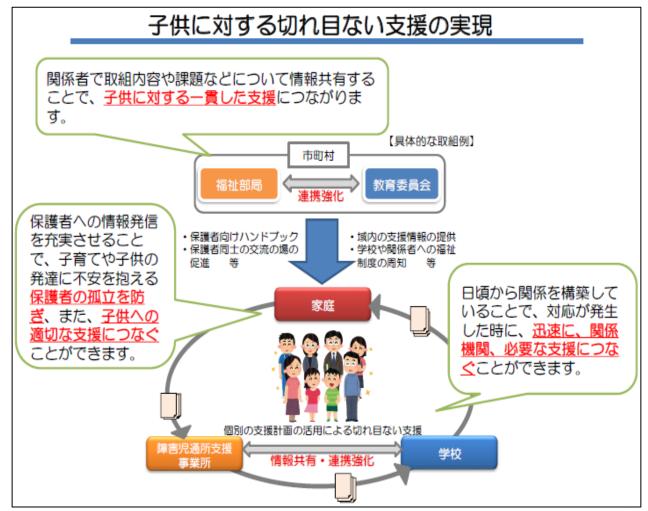
○ 主訴

- 家庭内暴力
- ・ 学習面での偏りがあり、学習内容が理解できない。
- ・ 学校を休みがちで、進路が心配である。
- 相談までの様子
- ・ 小学校高学年から、日常的に自宅で壁を殴るなどの暴力行為がある。
- · Cにどのように接してよいか分からない。
- ・ 学校も休みがちで相談したいが、こども家庭課に(学校との)間に入ってほしい。

○ 連携の様子

時期	形態	関係機関	参 加 者	対 応 策 と 内 容
4 月	・特別支援	・こども家庭課	・相談員	・C の今後の進路等について, 支援会議を
下旬	Co(電話)			開催するため、出席を依頼される。
			・相談員	・C の現状と進路先についての情報を共有
5 月	・校長(電話)	・こども家庭課	・特別支援教育 Co	する。
中旬			• 自情学級担任	・母との面談を行う予定している。
				・支援会議には同席することを確認する。
				・C の欠席が多くなり、進路のことを話す
			・母親	とイライラして, 自宅で壁を殴るなどの
6月			・相談員	暴力行為が始まる。自身(母親)も不安
初旬	•校長(電話)	・こども家庭課	・特別支援教育 Co	になり, どのように対応してよいか分か
			・自情学級担任	らないと話す。
				・Cの登校日数が減ってきた。
				・医療とも連携したい。
				・Cが家で暴れて困っている。
				・母親の負担が大きく,このまま進路を決
12 月				めていくには厳しい状況である。
中旬	・教頭(電話)	・こども家庭課	・相談員	・学習面でも困難さがあり、欠席も続くよ
				うになった。
				・母親を入れての支援会議を計画してい
				るため,参加を依頼される。
			母親	・登校時の受け入れ態勢について確認す
			・相談員	る。
12 月	•校長(電話)	・こども家庭課	・校長	・進路先について確認する。
下旬			・学年主任	・次回の支援会議の計画をする。
			• 交流学級担任	
			・自情学級担任	
			I I I	・希望していた高校への合格の連絡であ
1月	•校長(電話)	・こども家庭課	・相談員	った。
下旬				・進学先の高校との移行支援会議開催と
				同席の確認とをする。
				・進学先の高校にて移行支援会議を開催
				†3.
				・中学校からは、個別の教育支援計画書、
			10 tu	診断書等の情報資料提供と C の状況説
		_ 10.7	• 母親	明がなされる。
3 月		・こども家庭課	・相談員	・母親の心配なことについて高校側に伝





【図9:子供に対する切れ目のない支援の実現に向けて(イメージ図)】

(3) 支援会議で大切にしている取組について

- 相談者(来談者)と、顔と顔がつながるような関わりを行う。
- ・ 支援会議開催の目的を確認する。 (何について話し合い,いつまでに,どのような形で,何を解決したいかなど)
- ・ 教育と福祉,双方の取組(実態把握,目標の設定,指導・支援内容及び方法,評価等について を確認する。
- 支援に関わるそれぞれの立場での役割分担を確認する。
- ・ 今後の支援方針を確認する。
- ・ 必要に応じて、個別の支援計画(個別の教育支援計画、個別の指導計画、サービス等利用計画、 障害児支援利用計画、放課後等デイサービス個別支援計画等)へ反映させる。

(4) 支援体制を維持・継続するための連携について

- 個人情報の取扱いに関するルールを作成する。
 - → 連携を目的とした自治体による同意書を作成し、活用する。
- 人事異動に影響されない連携システムを構築する。
 - → 子供に関する教育・保育・福祉・医療等のデータを個人情報の保護に配慮した上で、関係者間で共有できるような行政の情報管理システム構築と、切れ目のない支援体制を整備する。
- 連携の「場づくり」を積み重ねる。
 - → 関係機関の相互理解のための研修や、教職員と福祉支援者が事例検討などで学び合う場など、 自治体や行政が実施主体となる研修を実施する。

(5) これまでの取組内容

- ・ 療育手帳取得にむけた説明
- ・ 通常学級への復帰に向けた会議への参加
- 医療機関の紹介と同行

- ・ 進路選択のための面談への同席
- 不登校生徒への支援
- 医療機関との連携支援

(6) これまでの取組の成果

- ・ 学校対保護者という構図で、話し合いがスムーズに運ばない時には、「通訳」としての立場で支援 室相談員が関わることができ、保護者の気持ちを和らげることが保護者の安心感につながった。
- ・ 中学校卒業後の進路について,支援室相談員が福祉的立場から具体的な事例を提示しながら情報 提供することで,保護者や関係機関が納得して同じ目標に向かって取り組んでいただけることが多 くあった。

(7) これまでの取組の課題

- ・ 中学校までは各関係機関の支援も多く関係するが、高校では出席日数やテストの点数、課題の提出等、本人のみの取組で乗り切っていく場面が多くあり、目の前の課題を克服していくことなどの 現実的な対応になってしまうケースが多かった。
- ・ 進路先によっては、高校での学びの様子、意欲や学習態度について保護者や本人に分かりやすく 説明することが必要となるケースが多かった。
- ・ 中学校や支援室が関わるケースでは、高校合格がゴールではなく、その後の高校生活をスムーズ に過ごすことができるようにするために、時間を掛けて本人のやる気を引き出すことや、本人や保 護者が納得した上での進路選択になるようなサポート体制を構築する必要がある。
- ・ 学校の対応だけでは難しいケースに介入する中で、事前の面談等で知り得た本人や保護者の情報や思い等を、支援会議で伝えるアドボカシー的な関わりばかりでなく、支援の方向性や役割分担について提案していくことが必要である。
- ・ ケース全体をマネジメントしながら、その後の支援の選択肢をコーディネートしていくことが支援室に与えられた役割である。

4 まとめと今後の課題

不登校にとどまらず, 昨今学校現場で起こっている様々な出来事は複雑化・深刻化の傾向が強く, 専門的なアセスメント力や知識・技能がますます必要とされている。多様化する子供の課題に対して は、学校だけの力では十分な支援が難しくなっている状況も見られる。

生徒指導提要改訂版では、学校と関係機関の連携における留意点として、最初に必要なことは、子供が何に困っているか、どのような関わりを必要としているかを正確にアセスメントすることが挙げられている。例えば、発達障害等の障害が背景にある場合は、相談支援機関や医療機関につなぎ、適切な支援を受けることで状態が落ち着く場合もある。深刻な非行問題は警察が、虐待が疑われるケースについては児童相談所に通告することが義務付けられている。本人に必要な関係機関が見つかった場合、そこにつなげる役割が必要となる。関係機関と連携する際には、虐待が疑われるケースを除き、本人だけでなく、保護者の理解が必要となるが、そのためには、当該関係機関がなぜこの子供に必要であるのかの丁寧な説明が必要である。説明と保護者の納得の過程(インフォームド・コンセント)なしに外部機関を紹介すると、子供本人や保護者に不安を与えることにもなりかねないため、十分な配慮が求められる。

外部機関とつながってからも、学校と関係機関が責任を分け持つことが大切となる。そのためにも、関係機関における対応方針の共有や、学校におけるこれまでの活動の状況、出席状況、学校行事への参加等に関する情報伝達など、教育相談コーディネーターや SC、SSW 等が、学級・ホームルーム担任を支えながら、学校と関係機関を円滑につなぐ作業を進めることが求められる。

さらに、多様な学習の機会や体験の場、心身のサポートを提供する関係機関等と積極的に連携し、 学校の教職員と民間施設職員が連絡を取り合い、互いに訪問するなど、相互に協力・補完し合うこと の意義は大きい。教育と福祉の一層の連携等の推進については、子供への支援の際に連携すべき関係 機関は多岐にわたっており、以下の各分野の相互理解と共通基盤が重要であると考える。

- (1) 具体的な側面での基盤の理解と整備項目
- ① 共通言語を持つこと … 障害概念・定義
- ② 支援内容・方法 … 専門家の支援内容と教職員の役割
- ③ 連携に向けた情報提供について … 共通理解・連絡方法
- (2) 相手の立ち位置への理解・尊重
- ① 学校教育と福祉との相違への理解
- ② 学習指導要領に基づく教育活動への理解
- ③ 子供の支援に係る計画の相違(個別の教育支援計画・個別の指導計画/障害児支援利用計画等) 障害や発達に課題のある子供やその家族(家庭)への支援に当たっては、教育・福祉が連携した支援が求められている。これまでも様々な施策や事業において、教育と福祉が連携して支援することや、家族(家庭)を支援することに取り組んでいるが、地域(地方自治体等)によって体制整備の状況に差異が生じるケースもある。

令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足したことも踏まえて、こども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のある子供や家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」(以下「合同連絡会議」という。)を設置し、各省庁間の連携体制を構築することで、家庭・教育・福祉が連携した取組の一層の推進が図られている。

酒井(2022)は連携とは、

- 顔が見える
- 話ができる
- 相談ができる
- 相手がやっていることを知り、理解している
- 相手がやっていることと役割分担をしている。
- 補い合いができる

・ 建設的な批判をし合える

ことが挙げられている。また、地域連携と家族支援で注意することについては、支援者、連携先、家族という利害関係が関係し合う状況にある中で、

- ・ 一方的な情報で判断しない。(聞き取る側面によっては、解釈や事実そのものが異なっている場合 がある。)
- 「また聞き」で判断せずに、必ず確認をする。
- ・ 自身の立ち位置を意識して俯瞰的・戦略的にケースをアセスメントする。
- ・ 連携とは、情報交換であり、情報共有であり、役割分担である。
- 以上の5点を挙げている。

これから支援していくケースでのアセスメント力や,誰がどのようにイニシアティブを取っていくかという過程で課題を焦点化すること,具体的な役割分担と優先順位を立てて実践すること,定期的な情報交換や情報共有及び評価を実施すること,次の一手を予測しつつも子供や保護者の成長を見守っていくことも重要である。

【引用・参考文献】

- 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 令和3年1月
- 第1回障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合 同連絡会議
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン) 文部科学省 令和5年3月31日
- 障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡 会議 加藤 正仁 令和5年4月20日
- 学校と関係機関等との連携 ~学校を支える日々の連携~ 文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導 資料第4集 平成23年3月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 発達障害児支援における現状と課題 -近年の動向と実践- 大歳太郎 関西福祉科学大学保健医療 学部リハビリテーション学科 2016
- 令和5年度広島県発達障害地域支援体制マネジメント事業
- 「発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」実践報告資料 家庭・教育・福祉をつなぐ連携の第 一歩〜埼玉県における教育・福祉連携推進事業 国立障害者リハビリテーションセンター発達障 害情報・支援センター 教育・福祉連携推進官 畠山 和也
- 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告〜障害のある子と家族をもっと元気に 〜 平成 30 年 3 月 29 日
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知) 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長 平成30年5月24日
- 教育と福祉の連携について 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 令和2年8月 31日
- 令和2年度発達障害児早期支援システム研究事業実績報告 令和3年4月 福岡県北九州市
- 令和3年度発達障害児者地域生活支援モデル事業報告 大阪市福祉局 令和4年3月4日
- 令和4年度発達障害者支援施策について 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・ 発達障害者支援室
- 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要 令和5年10

月4日

- 令和4年度大阪府障がい児等療育支援事業研修会 家庭と教育と福祉の連携児童発達支援センターう めだ・あけぼの学園副園長 作業療法士 酒井 康年
 - 「トライアングル」プロジェクト実践研究事業学校と福祉機関の連携について 令和2年度兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

(2024年1月31日 受理)